

地域内交通の導入に向けた取組について

1 目的

平成18年4月に策定した「生活交通確保プラン」に基づき、公共交通空白地域等において、地域住民と連携し、地域の実情に応じた利用しやすい地域内交通の確保を図り、市民の誰もが自由に移動できる社会の実現を目指す。

2 取組にあたっての基本的な考え方

(1) 取組体制について

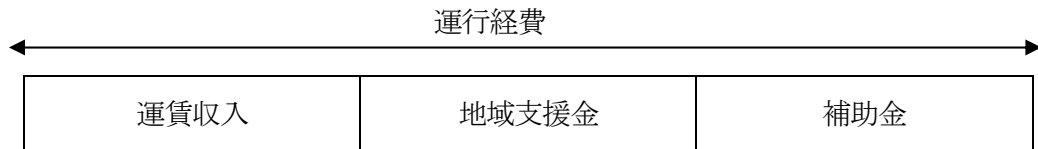
- ・導入にあたっては、地域が自ら支えていくといった意識を持って取り組むことで、継続的な運行が可能になることから、運行計画の検討から実際の運行に至るまで、地域が主体となり、行政と連携を図りながら取り組む。

(2) 導入エリアについて

- ・生活利便施設等が分散し、高齢者の通院など、日常生活における移動手段の確保が喫緊の課題である郊外部において導入を推進しており、基本的に運行範囲はそれぞれの地区内とし、地区外への移動手段として鉄道や路線バスにも接続する。

(3) 運行経費について

- ・運行経費は、「運賃収入」のほか、地域全体で支えていくといった観点から「地域支援金(自治会からの支援金や地域内交通が接続している施設からの協賛金)」を募り、不足する部分を「地域内交通運行事業費補助金交付要領」に基づき、市が支援する。



3 取組の現状

(1) 地域内交通の運行までの流れ

※【別紙1】参照

(2) 取組状況

現在、市内周辺部14地区において取組を推進しており、4地区において運行を開始している。さらに今年度は、2地区において試験運行を実施する。

◆導入地区

- ①「清原さきがけ号」(定時定路方式)(平成20年1月15日～)※本格運行
- ②「板戸のぞみ号」(デマンド方式)(平成21年4月15日～)※本格運行
- ③「古賀志孝子号」(デマンド方式)(平成22年12月1日～)※試験運行
- ④「みずほの愛のり号」(デマンド方式)(平成23年3月29日～)※試験運行
- ⑤「くにもとふれあい号」(デマンド方式)(平成23年10月11日～)※試験運行
- ⑥「篠井はるな号」(デマンド方式)(平成23年11月3日～)※試験運行予定